

平成25年度春の交通安全運動推進要綱

平成25年3月13日
建設廃棄物協同組合

第1 目的

本運動は、組合員に交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

第2 期間

平成25年4月6日（土）～15日（月）までの10日間

第3 運動重点

春の交通安全運動では、少子高齢化が進む中、時代を担う子どものかけがえのない命を社会全体で交通事故から守ることが重要であるにもかかわらず、通学中の児童が多数死傷する交通事故が発生するなど、依然として道路において子どもが危険にさらされていること、特にこの時期は新入学児童等に交通ルールや交通マナーを習得させる必要があること、また、高齢者の交通事故死者数は、交通事故死者数全体の約半数を占め、その減少が強く求められていることから、これらの交通情勢に的確に対処するため、「子どもと高齢者の交通事故防止」を運動の基本とする。

一方、組合員の交通事故においては前方不注意による追突事故が後を絶たず、脇見、特に携帯電話使用等による原因が増大している。

また、過積載においては重大事故を誘発する可能性が極めて高いことから、次の3点を運動重点とする。

- 1 子どもや高齢者等の交通弱者に対する保護
- 2 追突事故の撲滅
- 3 過積載の禁止

第4 運動重点に関する主な推進項目

- 1 通学路等における幼児・児童の安全の確保
- 2 子どもと高齢者に対する思いやりのある運転の促進
- 3 携帯電話の使用禁止
- 4 一時停止の徹底
- 5 法定速度の厳守
- 6 安全確認の徹底
- 7 「だろー運転」から「かもしれない運転」へ
- 8 始業前点検の実施

第5 運動の実施要領

運動の実施に当たっては、組合ではポスターを作成し組合員へ全運搬車両配布します。

組合員は期間中ポスター①を全車両フロントガラスに掲げ、ポスター②は運転手に配布し推進項目の徹底を図ってください。

第6 評価の実施

運動終了後にその効果の評価を行い、実施結果を的確に把握することにより、次回以降の運動がより効果的に実施されるよう施策の検証に努めるものとする。